

特定個人情報保護委員会（第39回）議事概要

- 1 日時：平成27年2月17日（火）14：00～15：00
 - 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
 - 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、手塚委員、加藤委員
其田事務局長、松元総務課長
 - 4 議事の概要
- (1) 議題1：公的年金業務等に関する事務全項目評価書についての概要説明について

特定個人情報保護委員会議事運営規程第8条の規定により、厚生労働省及び日本年金機構の職員が会議に出席した。

厚生労働省及び日本年金機構から、公的年金業務等に関する事務全項目評価書の概要について説明があった。

加藤委員から「番号制度に対応するためのシステム改修を一次対応と二次対応に分けて実施することについて、その必要性和今後のスケジュールについて説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し日本年金機構から「平成28年1月に向けた個人番号の収録及び個人番号による年金相談等に対応するための機能の構築、平成29年1月以降の個人番号を用いた申請・届出に対応する機能及び情報連携を行う機能の構築を計画しており、2段階に分けて実施することになっている」という旨の発言があった。

手塚委員から「住民票コード又は「個人番号登録届」（仮称）から個人番号を入手する場合に、個人番号管理サブシステム以外の年金給付システム等いくつかのシステムを経由するが、それぞれのシステムが個人番号を保有しないことについて説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し日本年金機構から「年金給付システム等は地方公共団体情報システム機構に対し個人番号の照会、回答の受領等を瞬時にやり、個人番号を保持するための機能やデータベースを一切持たない」という旨の発言があった。

阿部委員から「機構が保有している住民票コードをもとに地方公共団体情報システム機構に個人番号の照会を行い、基礎年金番号と紐づけ個人番号管理サブシステムに登録することについて、リスク対策を説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し日本年金機構から「地方公共団体情報システム機構との情報連携には専用回線を用いること、年金番号と1対1で紐付いている住民票コードにより照会を行い、住民票コードと紐づく個人番号が回答されることなど対象者以外の個人番号を入手するリスクはない」という旨の発言があった。

嶋田委員から「過去3年以内に発生した個人情報に関する重大事故について、講じている再発防止策を説明してほしい」という旨の発言があった。こ

れに対し日本年金機構から「受付進捗管理システムで届け書の管理を行いダブルチェックを徹底すること、封筒に担当者の確認印を押印すること、無予告の監査を実施すること等の措置を講じている」という旨の発言があった。

堀部委員長から「「個人番号登録届」(仮称)により入手した個人番号について、電子媒体データを作成する業務の委託について、リスク対策を説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し日本年金機構から「委託先選定においては、行政機関等からの個人情報の取扱いを含む業務の受託実績、プライバシーマーク等の認証取得状況、個人情報保護に関する管理体制の整備状況等を確認するとともに、委託契約書等において厚生労働省と同様の安全管理措置を義務付けること等を規定し、日本年金機構の職員が定期的に現地調査で確認することとしている」という旨の発言があった。

- (2) 議題2：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(案)について

事務局から、資料に基づき規則(案)について説明があった。

規則(案)について、原案のとおり了承され、パブリックコメントに付されることとなった。

- (3) 議題3：番号法第19条第14号に基づく委員会規則に規定する対象手続(第19条第7号に準ずる手続を除く。)について

事務局から、番号法第19条第14号に基づく委員会規則に規定する対象手続(第19条第7号に準ずる手続を除く。)の考え方について説明があった。

事務局において各省庁と調整し、委員会規則に定めることが適当な手続について検討することとなった。

- (4) 議題4：その他について

事務局から、第38回委員会において承認した全項目評価書を国税庁が公表したことについて報告があった。

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン説明会に係る講師の派遣実績・予定について、事務局から資料に基づき説明があった。

事務局から第34回及び第35回委員会の議事概要案について説明があった。原案のとおり了承され、ホームページに掲載することとなった。

手塚委員の海外渡航について承認された。

以上

特定個人情報保護委員会（第40回）議事概要

- 1 日時：平成27年3月3日（火）14：00～15：00
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、手塚委員、加藤委員
其田事務局長

4 議事の概要

（1）議題1：公的年金業務等に関する事務全項目評価書について

事務局から、特定個人情報保護評価指針に定める「審査の観点」及び「審査の観点における主な考慮事項」に基づき、公的年金業務等に関する事務全項目評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性及び妥当性について審査した結果について説明があった。

阿部委員から「審査記載事項にもあるとおり、評価書に記載されている内容については、確実に実行してもらいたい」という旨の発言があり、事務局から厚生労働省にその旨を伝達することとした。

本評価書について承認され、厚生労働省に対し、評価書が承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することとなった。

（2）議題2：特定個人情報保護評価の実施時期に関する協議について

事務局から、内閣府が実施する情報提供等記録開示システムの運営に関する事務及び厚生労働省が実施する労働者災害補償保険法による保険給付等（年金給付）に関する事務に係る特定個人情報保護評価の実施時期に関する協議について説明があった。

本協議について了承され、内閣府及び厚生労働省に対し、了承された旨を通知することとなった。

（3）議題3：その他について

事務局から第36回委員会の議事概要案について説明があった。原案のとおり了承され、ホームページに掲載することとなった。

手塚委員及び加藤委員の海外渡航について承認された。

以上